

任意継続の手引き

★★この手引きは必ず保管してください★★

(令和8年3月版)

生長会健康保険組合

(問合せ先：0725-46-7710)

1. 加入要件

(1) 資格喪失日の前日（退職日）までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること。

2. 申請方法（提出期限）

(1) **資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に**「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を当健康保険組合あて提出（必着）してください。

(2) 被扶養者の認定が必要な場合は、次の書類を添付してください。①～④以外に追加で証明書等の提出を求める場合があります。また、資格喪失後も引続き、あなたが世帯の生計維持の中心的役割を果たしている必要があります。

- ① 健康保険被扶養者（異動）届
- ② 扶養認定に係る申立書
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 収入が証明できるもの（18歳以上の対象者）

3. **在職時の資格確認書は、退職後は使用できません。**速やかに、事業所に返却してください。

4. 加入期間および資格喪失

任意継続の加入期間は**2年間**です。ただし、次の理由に該当したときは、資格を喪失します。

なお、②～④の場合は、「資格喪失申出書」を提出してください。

- ① **納付期限までに保険料を納付しなかったとき。**
- ② 再就職し、勤務先の健康保険に加入したとき。
- ③ 被保険者が亡くなられたとき。
- ④ 被保険者資格の喪失を希望したとき。

※「資格喪失申出書」を当健康保険組合が受理した日の翌月1日が資格喪失日となります。

5. 保険料額および納付方法

(1) 保険料額は、退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の平均標準報酬月額を比べ、低い方の報酬月額に保険料率をかけて算出します。また、事業主負担がなくなり、全額自己負担になります。

40歳から64歳の方は、介護保険料を加えた額となります。

(2) 初回保険料は納付書記載の納付期限までに納めてください。（手数料は振込人負担）

(注) **初回保険料を納付しなかった場合、健康保険法の規定により任意継続被保険者とはならなかったものとみなします。**

(3) 2回目以降の保険料について、半期ごとまたは1年ごとに前納することができます。前納を希望される方は、資格取得申請時に申し出てください。（後記「8. 前納納付について」参照）

6. 国民健康保険について

健康保険料は国民健康保険の方が安い場合があります。お住いの市区町村の窓口にお問合わせください。

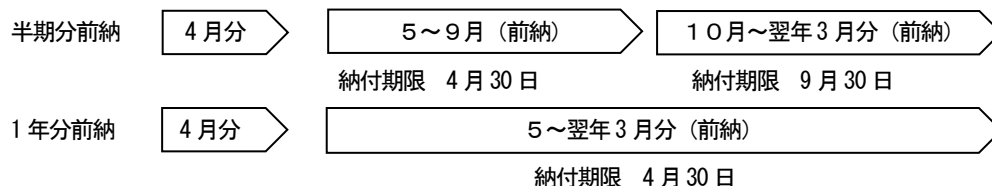
7. 遵守事項

- (1) 生長会健康保険組合が指定する納付書にて、金融機関窓口で納付期限までに納付すること。
- (2) 保険料納付に要する費用（振込手数料）は、振込人が負担すること。
- (3) 保険料を納付期限までに納付しなかった場合、納付期限の翌日に資格を喪失すること。
(各月10日まで。ただし、10日が土・日・祝の場合は、納付書記載の納付期限)
- (4) 住所・氏名など申請内容に変更が生じた場合は、必ず当健康保険組合に届出ること。
- (5) 資格確認書の交付を受けた場合は、任意継続の資格を喪失する際に必ず返却すること。

8. 前納納付について（毎年3月に翌年度の納付方法を文書により確認します。）

- (1) 保険料を半期または1年を単位として一括して先に納付することにより、納め忘れを防ぐことができます。
- (2) 保険料の割引〔年4%（複利現価法）による〕がある。
- (3) 保険料の納付方法、納付期限は次のとおりです。

例：4月資格取得



- (4) 納付期限までに「前納納付」しなかった場合「毎月納付」に変更となります。

★保険料額の参考

例：標準報酬月額36万円（「5. 保険料額および納付方法」－（1）参照）で介護保険料ありの場合

毎月納付	1カ月分	41,940円	…	年間	503,280円	（振込手数料負担 12回）
半期分前納	6カ月分	248,780円	…	年間	497,560円	（振込手数料負担 2回）
1年分前納	12カ月分	492,731円	…	年間	492,731円	（振込手数料負担 1回）

9. 申請書へのマイナンバー記入について

- (1) 在職時の被保険者記号番号を記入した場合は不要です。
- (2) マイナンバーを記入した場合は、次の証明書を添付してください。

※下記、添付書類は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に定められています。

①番号確認を行うための書類（いずれか一点）

- ・被保険者の個人番号カード裏面のコピー
- ・被保険者のマイナンバーが記載された住民票

②身元確認を行うための書類（いずれか一点）

- ・被保険者の個人番号カード表面のコピー
- ・運転免許証のコピー
- ・パスポートのコピー
- ・その他、顔写真入りの公的証明書コピー